

議案第74号

北名古屋市在宅介護者支援金支給条例の廃止について

北名古屋市在宅介護者支援金支給条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市在宅介護者支援金支給事業を廃止するため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市在宅介護者支援金支給条例を廃止する条例

北名古屋市在宅介護者支援金支給条例（平成18年北名古屋市条例第91号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに支給された北名古屋市在宅介護者支援金に係る廃止前の北名古屋市在宅介護者支援金支給条例第8条に規定する支援金の返還に関しては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。